



# 秋田県公報

## 目 次

### 規 則

○秋田県農業研修センター条例施行規則の一部を改正する規則(二・農林政策課)……………1

## 規 則

秋田県農業研修センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年二月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県規則第二号

秋田県農業研修センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県農業研修センター条例施行規則(平成三年秋田県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「特に」を削る。

第三条第一項の表生態系公園の項中「生態系公園」の下に「(温室を除く。)」を、「月曜日」の下に「その日」を、「第三条に規定する休日」の下に「(以下この表において「休日」という。)」を加え、「同条に規定する」を削り、同項の次に次のように加える。

生態系公園(温室に限る。)	一月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)
	二月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで

第三条第二項及び第三項中「特に」を削る。

## 正 誤

### ページ 段 行 誤 正

平成十八年九月二十九日(号外第五号)公布秋田県規則第六百六号(児童福祉法施行細則の一部を改正する規則)(印刷誤り)

一ページ上段終りから一九行目と一八行目の間に次のように加える。  
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

平成十八年九月二十九日(号外第五号)公布秋田県規則第七百七号(秋田県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則)(印刷誤り)

二ページ上段二行目と二三行目の間に次のように加える。  
秋田県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

第四条の見出し中「許可」の下に「の申請等」を加え、同条第一項中「により」の下に「使用の」を加え、「農業研修センター使用許可申請書(様式第一号)」を「別に定める様式による申請書」に改め、同条第二項中「センター」を「条例第二条各号に掲げる施設及び設備」に改め、「その」を削り、「ことができ」を「ものとする」に改める。  
第七条中「農業研修センター研修申込書(様式第二号)」を「別に定める様式による申込書」に改める。  
様式第一号及び様式第二号を削る。  
附 則  
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 082-8766 FAX 082-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄